

静岡県告示第290号の14

会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第3項に規定する報酬の基本額等（令和2年静岡県告示第268号）の一部を次のとおり改正したので、告示する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

改正前		改正後	
別表第1 (略)		別表第1 (略)	
職員の区分	報酬の基本額 (時間額)	職員の区分	報酬の基本額 (時間額)
(略)		(略)	
<u>女性相談センター</u> において、DV電話相談員の業務に従事する職員	(略)	<u>女性相談支援センター</u> において、DV電話相談員の業務に従事する職員	(略)
<u>女性相談センター</u> の一時保護所において、宿直員の業務に従事する職員	(略)	<u>女性相談支援センター</u> の一時保護所において、宿直員の業務に従事する職員	(略)
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。